

## 千葉市民生委員推薦会要綱

(趣旨)

第1条 千葉市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関しては民生委員法（昭和23年法律第198号）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定数および委員構成)

第2条 推薦会の委員の定数は、12人とする。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 学識経験のある者

(会議の非公開)

第3条 推薦会の会議は非公開とし、出席者は、議事に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(幹事及び書記)

第4条 推薦会に幹事及び書記を置く。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、保健福祉局健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推薦会の運営について必要な事項は、推薦会が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。